

四半期報告書

(第100期第1四半期)

株式会社クレハ

四 半 期 報 告 書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	2
第2 【事業の状況】	3
1 【事業等のリスク】	3
2 【経営上の重要な契約等】	3
3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	3
第3 【提出会社の状況】	10
1 【株式等の状況】	10
2 【役員の状況】	11
第4 【経理の状況】	12
1 【四半期連結財務諸表】	13
2 【その他】	21
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	22

四半期レビュー報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成24年8月10日(2012年8月10日)

【四半期会計期間】 第100期第1四半期(自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日)
(自 2012年4月1日 至 2012年6月30日)

【会社名】 株式会社クレハ

【英訳名】 KUREHA CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 岩 崎 隆 夫

【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋浜町3-3-2

【電話番号】 03(3249)4662(ダイヤル・イン)

【事務連絡者氏名】 経理部長 久 我 展 史

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋浜町3-3-2

【電話番号】 03(3249)4662(ダイヤル・イン)

【事務連絡者氏名】 経理部長 久 我 展 史

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2-1)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第99期 第1四半期 連結累計期間	第100期 第1四半期 連結累計期間	第99期
会計期間	自 2011年4月1日 至 2011年6月30日	自 2012年4月1日 至 2012年6月30日	自 2011年4月1日 至 2012年3月31日
売上高 (百万円)	25,395	30,987	128,358
経常利益 (百万円)	755	2,182	7,867
四半期(当期)純利益又は四半期純損失(△) (百万円)	△1,277	1,207	1,460
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	△1,292	1,051	716
純資産額 (百万円)	87,365	88,735	88,554
総資産額 (百万円)	175,855	186,705	186,223
1株当たり四半期(当期)純利益又は四半期純損失(△) (円)	△7.44	7.04	8.51
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	—	7.03	8.50
自己資本比率 (%)	49.3	47.0	47.0

- (注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
- 2 売上高には、消費税等は含まれておりません。
- 3 第99期第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、1株当たり四半期純損失であるため、記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社及び当社の関係会社(以下、当社グループという)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

又、主要な関係会社についても異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在していません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等は行われていません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第1四半期連結累計期間のわが国経済は、東日本大震災からの復興需要を中心とする内需の牽引により回復基調にあるものの、欧州債務危機、欧米での景気低迷、中国経済の減速、円高圧力の継続等、多くの不安定要素を抱えております。

当社グループはこのような状況のもと、震災からの復旧を終え、2012年度を初年度とする「中期経営計画GROW GLOBALLY-II」（以下、「中計GG-II」という）を策定し、更なる企業価値の向上に向けてスタートを切りました。

当第1四半期連結累計期間の売上高は震災の影響が解消し、前年同期比22.0%増の309億87百万円、営業利益は前年同期比272.6%増の23億90百万円、経常利益は前年同期比188.8%増の21億82百万円となりました。

四半期純損益につきましては、災害損失を計上した前年同期12億77百万円の四半期純損失から12億7百万円の四半期純利益となりました。

セグメントの業績は次のとおりであります。

①機能製品事業

機能樹脂分野では、PPS樹脂は国内売上げが回復し、米国合弁事業も増収、ふっ化ビニリデン樹脂は、リチウムイオン二次電池用バインダー用途の売上げは減少したものの、工業用素材用途の売上げは回復し、この分野での売上げ、営業利益共に前年同期に比べ増加いたしました。

炭素製品分野では、炭素繊維、特殊炭素材料共に需要が低迷し、この分野の売上げ、営業利益共に前年同期に比べ減少いたしました。

PGA(ポリグリコール酸)樹脂は、昨年完工した米国工場での試運転関連費用が発生しており、営業損失は前年同期に比べ増加いたしました。

この結果、本セグメントの売上高は前年同期比1.1%減の71億56百万円となり、営業損益は前年同期25百万円の営業利益から2百万円の営業損失となりました。

②化学製品事業

医薬・農薬分野では、抗悪性腫瘍剤「クレスチン」慢性腎不全用剤「クレメジン」共に売上げは増加、又、「クレメジン」の特許権侵害訴訟の和解金収入、農業・園芸用殺菌剤「メトコナゾール」の輸出が増加し、この分野での売上げ、営業利益共に前年同期に比べ増加いたしました。

工業薬品分野では、か性ソーダ・塩酸等の無機薬品類、クロルベンゼン類は震災の影響を受けた前年同期に比べ稼働増となり、この分野の売上げ、営業利益共に前年同期に比べ増加いたしました。

この結果、本セグメントの売上高は前年同期比28.4%増の79億42百万円となり、営業利益は前年同期比89.2%増の17億88百万円となりました。

③樹脂製品事業

コンシューマー・グッズ分野では、家庭用ラップ「NEWクレラップ」ふっ化ビニリデン釣糸「シーガー」共に売上げは前年同期に比べ増加し、この分野の営業利益は前年同期に比べ増加いたしました。

業務用食品包装材分野では、塩化ビニリデン・フィルム、多層ボトルは売上げが減少し、熱収縮多層フィルムは売上げが増加、欧州子会社は売上げは前年同期並みであったもののユーロ安の影響もあり減益、この分野の営業利益は前年同期に比べ減少いたしました。

包装機械の売上げは増加いたしました。中国向けの塩化ビニリデン・コンパウンドの売上げは減少し、営業利益は前年同期並みとなりました。

この結果、本セグメントの売上高は前年同期比36.2%増の98億47百万円となり、営業損益については前年同期2億88百万円の営業損失から7億98百万円の営業利益となりました。

④建設関連事業

建設事業は、前期からの繰越工事により当期の売上げは大幅に増加し、前年同期の営業損失から営業利益となりました。

エンジニアリング事業は、プラント建設において新規受注が増加し、売上げは増加いたしました。採算は悪化し、営業利益は減少いたしました。

この結果、本セグメントの売上高は前年同期比63.6%増の27億49百万円となり、営業利益は前年同期比381.2%増の83百万円となりました。

⑤その他関連事業

運送事業は、前年同期の取引先企業が被災した影響は解消したものの、当期は競争激化により受注減となり、売上げ、営業損失共に前年同期並みとなりました。

環境事業は、災害廃棄物撤去管理業務が増加いたしました。産業廃棄物処理は処理設備の大規模定期修理を当期に実施した影響で減少し、売上げは前年同期並みとなりました。廃棄物処理コストの増加があり、営業利益は前年同期の営業利益から営業損失となりました。

この結果、本セグメントの売上高は前年同期比7.5%増の32億91百万円となり、営業損益については前年同期2億15百万円の営業利益から95百万円の営業損失となりました。

(2) 財政状態の分析

第1四半期末の資産の部につきましては、流動資産は、前第4四半期に比較して当第1四半期の売上債権の減少などにより、前期末に比べ5億50百万円減の662億71百万円となりました。有形固定資産は、いわき事業所での高水準の設備投資等により、前期末に比べ30億69百万円増の901億88百万円となりました。投資その他の資産は、投資有価証券の時価が前期末より下落したことにより、前期末に比べ21億21百万円減の293億22百万円となりました。以上の結果、資産合計は、前期末に比べ4億81百万円増の1,867億5百万円となりました。

負債の部につきましては、有利子負債は短期借入金及びコマーシャル・ペーパーの増加と長期借入金の減少との差し引きにより、前期末に比べ37億10百万円増の603億94百万円となりましたが、仕入債務の減少、賞与支給に伴う賞与引当金の減少等により、負債合計として前期末に比べ3億円増の979億69百万円となりました。

純資産の部につきましては、四半期純利益12億7百万円を計上、剰余金の配当8億58百万円を実施し、株式の評価差額金の減少、為替換算調整勘定の増加などの差引きとして、純資産合計は、前期末に比べ1億81百万円増の887億35百万円となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において新たに発生した事業上及び財務上の対処すべき課題はありません。なお、当社は財務及び事業の方針を支配する者のあり方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次の通りであります。

株式会社の支配に関する基本方針等

当社は、2010年3月16日に開催された当社取締役会において、株式会社の支配に関する基本方針を一部変更すると共に、同年6月25日開催の定時株主総会における承認を条件に、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株式等の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株式等の買付行為及びこれに類する行為（いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除き、又、市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）に対する対応策の内容を一部変更した上で更新することを決定いたしました。（以下、変更後の対応策を「本対応策」といいます。）

その後、同年6月25日開催の定時株主総会において本対応策は承認されました。

①株式会社の支配に関する基本方針

- ア. 当社の株式は譲渡自由が基本であり、当社の株主は、市場での自由な取引を通じて決まるものであります。従って、当社は、当社経営の支配権の移転を伴うような買付提案等に応じるかどうかの判断も、最終的には株主全体の自由な意思に基づき行われるべきものと考えております。
- イ. 当社の企業価値・株主共同の利益の向上に資するものであれば、当社の株式を大量に取得し当社の経営に関与しようとする買付を否定するものではありませんが、当社株式の買付等の提案を受けた場合に、それが当社の企業価値・株主共同の利益に影響をおよぼすか否かにつき当社株主の皆様が適切に判断されるためには、当社株式の買付等の提案をした者による買付後の当社の企業価値・株主共同の利益の向上に向けた取組み等について当社株主の皆様が十分に把握していただく必要があると考えております。
- ウ. しかし、当社株式の買付等の提案の中には、会社や株主に対して買付に係る提案内容や代替案等を検討するための十分な時間や情報を与えないもの、買付目的や買付後の経営方針等に鑑み、当社の企業価値・株主共同の利益を損なうことが明白であるもの、買付に応じることを株主に強要するような仕組みを有するもの、買付条件が会社の有する本来の企業価値・株主共同の利益に照らして不十分又は不適切であるもの等、当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれをもたらすものも想定されます。

当社は、このような企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大規模買付行為や買付提案を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者としては適切ではないと考えております。

②基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、「中計GG-II」の達成とコーポレート・ガバナンス(企業統治)の確立及び内部統制の強化の両面から当社の企業価値・株主共同の利益の向上に取り組んでおります。

③基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとしての本対応策の概要は以下のとおりであります。

ア. 本対応策の目的

本対応策は、大規模買付行為が行われる場合に、買付に応じるべきか否かを当社株主の皆様適切に判断いただけるように、当社取締役会が大規模買付者から必要な情報を入手すると共に、その大規模買付行為や買付提案を評価・検討する時間を確保し、当社株主の皆様へ代替案も含めた判断のために必要な情報を提供することを目的としております。

イ. 大規模買付ルールの内容

当社取締役会が設定する大規模買付ルールとは、(i)事前に大規模買付者が当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、(ii)当社取締役会による一定の評価期間が経過した後大規模買付行為を開始する、というものであります。

大規模買付ルールの具体的な手続きとして、大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、大規模買付行為の実行又は提案に先立ち、まず当社代表取締役宛に、大規模買付ルールに従う旨の誓約等を記載した意向表明書を日本語でご提出いただきます。それに対し当社は、意向表明書受領後5営業日以内に、当社株主の皆様判断及び当社取締役会としての意見形成のために、大規模買付者から当社取締役会に対して提供いただくべき必要かつ十分な情報(以下、「本必要情報」といいます。)のリストを当該大規模買付者に交付し、大規模買付者には、本必要情報のリストに従い、本必要情報を日本語で記載した書面を当社取締役会に提出していただきます。

当社取締役会は、大規模買付ルールに基づく手続きの迅速化を図る観点から、必要に応じて、大規模買付者に対し情報提供の回答期限を設定することがあります。但し、大規模買付者から合理的な理由に基づく延長要請があった場合は、その期限を延長することができるものといたします。又、当初提供していただいた本必要情報を精査した結果、それだけでは不十分と認められる場合には、当社取締役会は、大規模買付者に対して、適宜合理的な回答期限を定めた上、本必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めることがあります。

当社取締役会は、本必要情報の全てが大規模買付者から提供されたと判断した場合には、その旨の通知を大規模買付者に発送すると共にその旨を開示することといたします。又、当社取締役会が本必要情報の追加的な提供を要請したにもかかわらず、大規模買付者から当該本必要情報の一部について提供が難しい旨の合理的な説明がある場合には、当社取締役会が求める本必要情報が全て揃わなくても、大規模買付者との情報提供に係る交渉を打ち切り、その旨を開示すると共に、後記の取締役会による評価・検討を開始することがあります。

大規模買付者が当社取締役会に対し本必要情報の提供を完了した後、対価を現金(円貨)のみとする公開買付けによる当社全株式の買付の場合は最長60日間、その他の大規模買付行為の場合は最長90日間を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案等のための期間(以下、「取締役会評価期間」といいます。)といたします。従って、大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものといたします。

ウ. 大規模買付行為がなされた場合の対応策

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明し、又は、代替案を提示することにより、当社株主の皆様を説得することに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。

但し、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が会社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと、当社取締役会が判断する場合には、取締役の善管注意義務に基づき、例外的に、必要かつ相当な範囲内で新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法律及び当社定款が認める対抗措置をとることがあります。

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社の企業価値・株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法律及び当社定款が認める対抗措置をとり、大規模買付行為に対抗する場合があります。なお、大規模買付ルールを遵守したか否かを判断するに当たっては、大規模買付者側の事情をも合理的な範囲で十分勘案し、少なくとも、大規模買付者に提供を求めた情報のうち重要性が低い情報の一部が提出されないことのみをもって大規模買付ルールを遵守していないと認定することはしないものといたします。

対抗措置を講じるか否か、発動した対抗措置を停止するか否か等については、当社取締役会が最終的な判断を行います。本対応策を適正に運用し、当社取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の客観性及び合理性を担保するため、更新前の対応策と同様に独立委員会を設置しております。独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役、社外監査役及び社外有識者の中から選任いたします。

当社取締役会は対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対し対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は当社の企業価値・株主共同の利益の向上の観点から大規模買付行為について慎重に評価・検討の上で当社取締役会に対し対抗措置を発動することができる状態にあるか否か等についての勧告を行うものといたします。

当社取締役会は、対抗措置を講じるか否か等の判断に際して、独立委員会の勧告を最大限尊重するものといたします。

エ. 有効期間、継続及び廃止

本対応策の有効期間は、2010年6月25日開催の定時株主総会終結の時より3年間(2013年6月に開催予定の定時株主総会の時まで)とし、以降、本対応策の更新(一部修正した上での継続を含みます。)については株主総会の承認を経ることといたします。

本対応策は、その有効期間中であっても①株主総会において本対応策を廃止する旨の決議が行われた場合、又は②当社取締役会により本対応策を廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものといたします。又、本対応策の有効期間中であっても、企業価値・株主共同の利益の向上の観点から随時見直しを行い、当社株主総会の承認を得て本対応策の変更を行うことがあります。このように、当社取締役会が本対応策について更新、変更、廃止等の決定を行った場合には、その内容につきまして速やかに開示いたします。

なお、当社取締役会は、本対応策の有効期間中であっても、本対応策に関する法令、金融商品取引所の規則等の新設又は改廃が行われ、かかる新設又は改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合等、当社株主の皆様が不利益を与えない場合には、本対応策を修正又は変更する場合があります。

オ. 株主・投資家に与える影響等

大規模買付ルールは、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、当社株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を確保することを目的としております。これにより当社株主の皆様は、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社の企業価値・株主共同の利益の保護につながるものと考えております。

対抗措置の発動時には、大規模買付者以外の株主の皆様が、法的権利又は経済的側面において格別の損失を被るような事態は想定しておりません。

但し、大規模買付者については、対抗措置が講じられることにより、結果的にその法的権利又は経済的側面において不利益が発生する可能性があります。

④上記項目②の取組みとして記載の「中計GG-IIの達成」及び「コーポレート・ガバナンス(企業統治)の確立及び内部統制の強化」ならびに③の取組みとして記載の本対応策の次に掲げる要件への該当性に関する当社取締役会の判断及びその判断に係る理由

- ・当該取組みが基本方針に沿うものであること
- ・当該取組みが当社の株主の共同の利益を損なうものではないこと
- ・当該取組みが当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

「中計GG-IIの達成」及び「コーポレート・ガバナンス(企業統治)の確立及び内部統制の強化」は、いずれも企業価値・株主利益の向上の実現を図るためのものであり、当社取締役会は、その内容からして、基本方針に沿い、当社の企業価値・株主共同の利益を損なうものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

又、当社取締役会は、本対応策の策定に際して、以下を考慮することにより、本対応策が、上記の基本方針に沿い、当社の企業価値・株主共同の利益を損なうものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

ア. 買収防衛策に関する指針の要件を充たしていること

本対応策は、「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」(2005年5月27日 経済産業省・法務省)の定める三原則(1 企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、2 事前開示・株主意思の原則、3 必要性・相当性確保の原則)を充たしております。

又、当社取締役会が大規模買付者に対して提供を求める情報を合理的に決定する旨を明示し、当社取締役会が対抗措置を発動することができる場合につき、当該大規模買付行為が一定の類型に形式的に該当するだけでは足りず、それによって、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものと明らかに認められることが必要である旨を明示する等、「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」(2008年6月30日 企業価値研究会)その他昨今の買収防衛策に関する議論等を踏まえた内容となっております。さらに、本対応策は、東京証券取引所の定める買収防衛策の導入に係る諸規則等の趣旨に合致するものであります。

イ. 企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的をもって更新されていること

本対応策は、大規模買付行為が行われる場合に、買付に応じるべきか否かを当社株主の皆様適切に判断いただけるように、当社取締役会が大規模買付者から必要な情報を入手すると共に、その大規模買付行為や買付提案を評価・検討する時間を確保し、当社株主の皆様へ代替案も含めた判断のために必要な情報を提供することを可能とすることで、企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって更新されるものであります。

ウ. 株主意思を尊重するものであること

本対応策の有効期間は2010年6月25日開催の定時株主総会の終結の時より3年間とし、以降、本対応策の更新については定時株主総会の承認を経ることとしております。本対応策は、その有効期間中であっても株主総会において本対応策を廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとしております。

なお、当社取締役の任期は従来通り1年とし、その点でも株主意思を尊重するものとなっております。

エ. 独立性の高い社外者の判断の重視

本対応策を適正に運用し、当社取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の客観性及び合理性を担保するため、独立委員会を設置しております。独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役、社外監査役及び社外有識者の中から選任いたします。本対応策に記載の対抗措置をとる場合には、その判断の合理性及び公正性を担保するために、まず当社取締役会是对抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対し対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は当社の企業価値・株主共同の利益の向上の観点から大規模買付行為について慎重に評価・検討の上で当社取締役会に対し対抗措置を発動することができる状態にあるか否か等について勧告を行うものといたします。なお、独立委員会決議は、原則として、独立委員会の委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行います。(但し、委員に事故あるとき、その他やむを得ない事情があるときは、委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行います。)当社取締役会は、対抗措置を講じるか否か等の判断に際して、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとしております。

オ. 合理的な客観的要件の設定

本対応策は、項目③-ウ. 「大規模買付行為がなされた場合の対応策」にて記載したとおり、合理的かつ詳細な客観的要件が充たされなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものと考えております。

カ. デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと

本対応策は、当社株主総会の決議又は当社取締役会の決議で廃止することができるため、いわゆるデッドハンド型の買収防衛策(取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策)ではありません。又、当社は、取締役任期を1年とし、期差任期制を採用していないため、本対応策はスローハンド型の買収防衛策(取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策)でもありません。

(4) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間の研究開発費の総額は11億円であります。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	600,000,000
計	600,000,000

② 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (2012年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (2012年8月10日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	181,683,909	181,683,909	東京証券取引所 (市場第1部)	単元株式数は1,000株であり ます。
計	181,683,909	181,683,909	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2012年6月30日	—	181,683,909	—	12,460	—	10,203

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(2012年3月31日)に基づく株主名簿による記載をしております。

① 【発行済株式】

2012年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 10,031,000 (相互保有株式) 普通株式 15,000	—	単元株式数は1,000株であります。
完全議決権株式(その他)	普通株式 171,133,000	171,133	同上
単元未満株式	普通株式 504,909	—	同上
発行済株式総数	181,683,909	—	—
総株主の議決権	—	171,133	—

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、自己株式等が以下のとおり含まれております。

(自己保有株式)
(株)クレハ 300株

② 【自己株式等】

2012年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) (株)クレハ	東京都中央区日本橋 浜町3—3—2	10,031,000	—	10,031,000	5.52
(相互保有株式) エルメック電子工業(株)	新潟県新潟市北区木崎 尾山前778—45	15,000	—	15,000	0.01
計	—	10,046,000	—	10,046,000	5.53

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（2012年4月1日から2012年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（2012年4月1日から2012年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、監査法人日本橋事務所により四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2012年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2012年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	8,857	8,878
受取手形及び売掛金	※2 29,586	※2 26,530
商品及び製品	15,540	16,417
仕掛品	1,118	1,461
原材料及び貯蔵品	5,493	5,088
その他	6,295	7,971
貸倒引当金	△69	△75
流動資産合計	66,821	66,271
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	29,897	30,429
機械装置及び運搬具（純額）	33,387	35,647
建設仮勘定	8,537	8,678
その他（純額）	15,296	15,432
有形固定資産合計	87,118	90,188
無形固定資産	840	923
投資その他の資産		
投資有価証券	16,882	14,437
その他	14,883	15,079
貸倒引当金	△322	△194
投資その他の資産合計	31,443	29,322
固定資産合計	119,402	120,433
資産合計	186,223	186,705

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2012年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2012年6月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	※2 19,262	※2 17,865
短期借入金	16,049	18,612
未払法人税等	576	1,074
賞与引当金	2,061	990
役員賞与引当金	65	20
災害損失引当金	579	386
その他	18,721	20,440
流動負債合計	57,316	59,390
固定負債		
社債	20,000	20,000
長期借入金	15,634	14,782
退職給付引当金	650	634
役員退職慰労引当金	336	286
環境対策引当金	163	163
資産除去債務	785	837
その他	2,781	1,874
固定負債合計	40,352	38,579
負債合計	97,669	97,969
純資産の部		
株主資本		
資本金	12,460	12,460
資本剰余金	9,149	9,150
利益剰余金	71,988	72,338
自己株式	△4,546	△4,533
株主資本合計	89,051	89,414
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	3,609	2,072
繰延ヘッジ損益	△5	△2
為替換算調整勘定	△5,048	△3,715
その他の包括利益累計額合計	△1,444	△1,644
新株予約権	82	73
少数株主持分	864	892
純資産合計	88,554	88,735
負債純資産合計	186,223	186,705

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】
 【四半期連結損益計算書】
 【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 2011年4月1日 至 2011年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2012年4月1日 至 2012年6月30日)
売上高	25,395	30,987
売上原価	18,629	22,302
売上総利益	6,765	8,685
販売費及び一般管理費	6,124	6,295
営業利益	641	2,390
営業外収益		
受取利息	14	19
受取配当金	327	313
持分法による投資利益	63	61
その他	114	123
営業外収益合計	519	517
営業外費用		
支払利息	207	205
設備休止期間費用	—	256
売上割引	62	101
その他	134	161
営業外費用合計	405	724
経常利益	755	2,182
特別利益		
補助金収入	97	69
事業譲渡益	700	—
固定資産売却益	0	—
その他	7	29
特別利益合計	805	98
特別損失		
固定資産除売却損	153	126
固定資産圧縮損	97	69
投資有価証券評価損	5	45
災害による損失	2,389	—
その他	0	5
特別損失合計	2,647	247
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失 (△)	△1,086	2,033
法人税等	149	776
少数株主損益調整前四半期純利益又は少数株主損益調整前四半期純損失 (△)	△1,235	1,256
少数株主利益	42	48
四半期純利益又は四半期純損失 (△)	△1,277	1,207

【四半期連結包括利益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 2011年4月1日 至 2011年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2012年4月1日 至 2012年6月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益又は少数株主損益 調整前四半期純損失 (△)	△1,235	1,256
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△614	△1,554
繰延ヘッジ損益	6	3
為替換算調整勘定	489	1,237
持分法適用会社に対する持分相当額	61	107
その他の包括利益合計	△56	△205
四半期包括利益	△1,292	1,051
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	△1,333	1,007
少数株主に係る四半期包括利益	41	43

【会計方針の変更等】

当第1四半期連結累計期間 (自 2012年4月1日 至 2012年6月30日)
(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)
当社及び一部の国内連結子会社では従来、有形固定資産(建物(建物附属設備を含む)及びリース資産を除く)の減価償却方法は定率法によっておりましたが、当第1四半期連結会計期間より定額法に変更いたしました。
この変更は、前期に策定した「中計GG-II」の目標達成のため国際的な競争激化に対応して今後積極的な海外展開を拡大していく方針としたことを契機に、当社国内保有の有形固定資産の使用状況と今後の設備投資内容の精査を行った結果、これらは耐用年数にわたり長期安定的に稼働し、その修繕維持費に係る費用も平準的に発生、急激な技術的、経済的陳腐化は見られないことが確認できました。そこで、今後の海外展開を前提とすれば、当社海外子会社の全てが採用している定額法を当社グループ全体で採用することで、生産設備を中心とした有形固定資産投資の実体をより適切に反映させることができ、グループ全体の設備投資効果もより容易に把握できると判断したためです。
この結果、従来の方法によった場合に比べて減価償却費は192百万円減少し、営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益は192百万円それぞれ増加しております。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

当第1四半期連結累計期間 (自 2012年4月1日 至 2012年6月30日)
1 原価差異の繰延処理
季節的に変動する操業度により発生した原価差異につきましては、原価計算期間末までにほぼ解消が見込まれるため、当該原価差異を流動資産として繰延べております。
2 税金費用の計算
当連結会計年度のグループ各社の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算する方法を採用しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

- 1 従業員の金融機関等からの借入金に対して、次のとおり債務保証を行っております。

	前連結会計年度 (2012年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2012年6月30日)
	189百万円	173百万円

- ※2 期末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。

なお、当第1四半期連結会計期間末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形が期末残高に含まれております。

	前連結会計年度 (2012年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2012年6月30日)
受取手形	399百万円	295百万円
支払手形	519百万円	497百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費（のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。）及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 2011年4月1日 至 2011年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2012年4月1日 至 2012年6月30日)
減価償却費	2,274百万円	2,248百万円
のれんの償却額	24百万円	23百万円
負ののれんの償却額	2百万円	－百万円

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間（自 2011年4月1日 至 2011年6月30日）

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2011年4月19日 取締役会	普通株式	858	5	2011年3月31日	2011年6月2日	利益剰余金

2 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間（自 2012年4月1日 至 2012年6月30日）

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2012年4月17日 取締役会	普通株式	858	5	2012年3月31日	2012年6月4日	利益剰余金

2 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前第1四半期連結累計期間(自 2011年4月1日 至 2011年6月30日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント						調整額 (注)1	四半期連結損益 計算書計上額 (注)2
	機能製品 事業	化学製品 事業	樹脂製品 事業	建設関連 事業	その他関連 事業	計		
売上高								
外部顧客への売上高	7,234	6,185	7,231	1,680	3,063	25,395	—	25,395
セグメント間の内部 売上高又は振替高	277	76	290	2,205	1,526	4,375	△4,375	—
計	7,511	6,262	7,521	3,886	4,589	29,770	△4,375	25,395
セグメント利益又は 損失(△)	25	944	△288	17	215	915	△274	641

(注)1 セグメント間取引消去によるものであります。

2 セグメント利益又は損失は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

II 当第1四半期連結累計期間(自 2012年4月1日 至 2012年6月30日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント						調整額 (注)1	四半期連結損益 計算書計上額 (注)2
	機能製品 事業	化学製品 事業	樹脂製品 事業	建設関連 事業	その他関連 事業	計		
売上高								
外部顧客への売上高	7,156	7,942	9,847	2,749	3,291	30,987	—	30,987
セグメント間の内部 売上高又は振替高	401	50	211	1,701	1,597	3,962	△3,962	—
計	7,557	7,992	10,058	4,451	4,888	34,949	△3,962	30,987
セグメント利益又は 損失(△)	△2	1,788	798	83	△95	2,571	△181	2,390

(注)1 セグメント間取引消去によるものであります。

2 セグメント利益又は損失は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期純損失及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第1四半期連結累計期間 (自 2011年4月1日 至 2011年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2012年4月1日 至 2012年6月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期純損失(△)	△7円44銭	7円04銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益又は四半期純損失(△)(百万円)	△1,277	1,207
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益又は四半期純損失(△)(百万円)	△1,277	1,207
普通株式の期中平均株式数(株)	171,666,740	171,680,784
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	—	7円03銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(百万円)	—	—
普通株式増加数(株)	—	164,630
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—	—

(注) 前第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、1株当たり四半期純損失であるため、記載しておりません。

(重要な後発事象)

当第1四半期連結会計期間
(自 2012年4月1日 至 2012年6月30日)

(重要な契約の締結)

当社は、2012年7月17日開催の取締役会において、連結子会社である株式会社クレハ・バッテリー・マテリアルズ・ジャパンに対する資本参加受け入れ合意について決議し、2012年7月31日に株主間契約を締結しております。

1. その旨及び目的又は理由

当社、伊藤忠商事株式会社(以下、「伊藤忠商事」)、株式会社クラレ(以下、「クラレ」)及び株式会社産業革新機構(以下、「INCJ」)。なお、伊藤忠商事、クラレ及びINCJを総称して「戦略的パートナー」というのは、当社の子会社でリチウムイオン二次電池(以下、「LiB」)用材料を取り扱う株式会社クレハ・バッテリー・マテリアルズ・ジャパン(以下、「KBMJ社」)の成長を一層加速させることを企図し、KBMJ社に対し新たにクラレ及びINCJが資本参加の上、4社合わせて最大約200億円の資本投入を行うことについて合意いたしました。

KBMJ社は、LiB用ハードカーボン負極材「カーボトロンP」の製造・販売及びLiB用バインダーの販売を行うことを目的とし、クラレと伊藤忠商事の合弁会社として、2011年10月1日に営業を開始いたしました。又、2011年12月に、クラレとクラレは植物由来原料のLiB用ハードカーボン負極材「バイオカーボトロン」の共同事業化に向けて合意いたしました。こうした協議を通じて、クラレと伊藤忠商事は、KBMJ社を今後の成長著しいLiB用材料分野におけるネットワークの中核となる会社と位置付け、各社の強みを持ち寄り独自の地位を築くことを目指してまいりました。

このたび、KBMJ社の株主として新たにクラレ及び革新性を有する事業への成長資金の供給を目的とするINCJが参画し、KBMJ社は財務基盤の強化を図りつつ成長を更に加速させてまいります。

2. 契約の相手会社の名称

伊藤忠商事株式会社
株式会社クラレ
株式会社産業革新機構

3. 契約締結の時期

2012年7月31日

4. 契約の内容

KBMJ社は、今後約2年間、第三者割当増資により伊藤忠商事、クラレ及びINCJに対しては普通株式を、加えてINCJに対しては無議決権優先株式を発行することにより、最大約145億円を調達する予定です。又、クラレも戦略的パートナーへの第三者割当増資と同タイミングでKBMJ社の普通株式を最大約55億円引き受けることに合意しており、KBMJ社は合わせて最大約200億円の資本調達を行うこととなります。

5. 契約の締結が業績等へ及ぼす重要な影響

2013年3月期業績への影響は軽微であります。

2 【その他】

2012年4月17日開催の取締役会において、2012年3月31日最終の株主名簿に記録された株主又は登録質権者に対し、次のとおり期末配当を行うことを決議いたしました。

① 配当金の総額	858百万円
② 1株当たりの配当金	5円
③ 支払請求権の効力発生日及び支払開始日	2012年6月4日

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2012年8月9日

株式会社クレハ
取締役会 御中

監 査 法 人 日 本 橋 事 務 所

指 定 社 員
業 務 執 行 社 員 公 認 会 計 士 小 倉 明 印

指 定 社 員
業 務 執 行 社 員 公 認 会 計 士 千 葉 茂 寛 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社クレハの2012年4月1日から2013年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(2012年4月1日から2012年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(2012年4月1日から2012年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社クレハ及び連結子会社の2012年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

1. 「会計方針の変更等」に記載されているとおり、会社及び一部の国内連結子会社は従来、有形固定資産(建物(建物附属設備を含む)及びリース資産を除く)の減価償却方法は定率法によっていたが、当第1四半期連結会計期間より定額法に変更している。
2. 「重要な後発事象」に記載されているとおり、会社は2012年7月17日開催の取締役会において、連結子会社である株式会社クレハ・バッテリー・マテリアルズ・ジャパンに対する資本参加受入合意について決議し、2012年7月31日に株主間契約を締結している。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以 上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の8第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年8月10日（2012年8月10日）
【会社名】	株式会社クレハ
【英訳名】	KUREHA CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 岩 崎 隆 夫
【最高財務責任者の役職氏名】	取締役専務執行役員 宗 像 敬 吉
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋浜町3-3-2
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2-1)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長岩崎隆夫及び当社最高財務責任者宗像敬吉は、当社の第100期第1四半期(自 2012年4月1日 至 2012年6月30日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。

